

令和 8 年第 8 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午前 1 0 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 8 年第 8 回東串良町農業委員会会議録

招集年月日		令和 8 年 8 月 2 5 日							
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）							
開催の日時 及び宣言		開会	令和 8 年 8 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分				議長	大村 教男	
		閉会	令和 8 年 8 月 2 5 日 午前 1 0 時 2 5 分				議長	大村 教男	
農業委員		出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名		
出席数 8 名 欠席数 名		○	1	稲村 照隆	○	5	木佐貫 一孝		
		○	2	内村 初子	○	6	鶴丸 千尋		
出席○ 欠席×		○	3	谷口 憲三	○	7	吉ヶ崎 弘一		
		○	4	大村 教男	○	8	松留 立美		
最適化推進 委員		○		有留 幸路	○		松元 友信		
		○		中村 春樹	○		杉木 秀幸		
		出席数 8 名 欠席数 名	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
		○		村吉 博美	○		松山 信二		
会議録署名委員		1 番	稲村 照隆		2 番	内村 初子			
出席した事務局職員		局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一 出水 翔太			
会議 に付 した 事項	日程第 1 議案第 3 6 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について								
	日程第 2 議案第 3 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について								
	日程第 3 議案第 3 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について								
	日程第 4 議案第 3 9 号 農地あっせん委員の選任について								
	日程第 5 議案第 4 0 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について								

議長（大村）

皆さん、おはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者 16 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 8 年第 8 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を、1 番稲村委員と 2 番内村委員にお願いいたします。
ここで諸般の報告をいたします。

農用地等の利用権の賃借権の合意解約が 1 件 1 筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第 1 議案第 36 号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回は、賃借権が 1 件、使用貸借権が 3 件あります。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（瀧川）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に資料 2 ページをご覧ください。

使用貸借権の 1 番、貸人は〇〇さんで、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さんで、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さんで、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。
（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第1議案36号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転が3件、賃借権が1件となっております。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（瀧川）

それでは説明いたします。資料3ページをご覧ください。

所有権移転の90番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

次に91番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

続いて資料4ページをご覧ください。

次に92番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

続いて資料5ページをご覧ください。

賃借権設定の93番、貸人は〇〇さん他2名、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第2議案37号農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第38号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は申請が2件きており、現地調査を行っております。

それでは、資料6ページの、株式会社〇〇さんからの申請にかかる現地調査についての報告を内村委員よろしくをお願いします。

それでは報告させていただきます。

令和8年8月17日月曜日に転用に係る現地調査を私と松元委員及び事務局職員2名の計4名で実施いたしました。

なお、関係者として、本件の借人である砂取業者の〇〇さんが出席されました。

本件の転用目的は、砂採取業者である借人が申請地において砂を採取するものであり、転用期間は1年間となっております。

申請地は農用地区域内農地および地域計画区域から外れていますが、周辺の農地の広がり状況から、原則転用が禁止されている第1種農地に相当するものと思われます。

しかしながら本件では、転用期間が1年間に限定された一時的な利用であることから、不許可の例外である「農地の一時転用」に該当し、転用は可能であると見込まれます。

また、砂採取後は現況に近い形状に復元する計画となっており、周辺農地への影響についても、被害や苦情が生じた場合には責任をもって対応する旨が示されていることから転用を認めても差し支えないものと思われます。

以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

松留（立美）委員

はい。

議長（大村）

松留委員どうぞ。

松留（立美）委員

申請地と砂採取地が違うがどういう事か。
右の上の方は宅地だけど、申請せんでもいいの。どっちが本申請か。

事務局（出水）

今の質問に回答します。

今回センショウさんから申請があったのは、その下ですね、黄色で囲んである場所を含め、プラスその今回申請を受ける農地を足した面積を砂採取地としてあげております。

農業委員会では、農地のみ審議するということで、今回の現地図には表記していますが、その黄色の部分も含めたものを足して表記してます。

事務局（宮之前）

砂採取の申請自体は全体で、出してるんですよ。
農業委員会の許可をもらうのが畑だけなんです。

議長（大村）

松留委員よろしいですか。

松留（立美）委員

はい。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、資料 7 ページの、有限会社〇〇さんからの申請にかかる現地調査についての報告を谷口委員よろしくお願いします。

(谷口委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 8 年 8 月 17 日月曜日に転用に係る現地調査を私と松留立美委員及び事務局職員 2 名の計 4 名で実施いたしました。

なお、関係者として、本件の借人である砂取業者の〇〇さんと貸人である〇〇さんが出席されました。

本件の転用目的は、砂採取業者である借人が申請地において砂を採取するものであり、転用期間は 1 年間となっております。

申請地は農用地区域内農地および地域計画区域からは外れていますが、周辺の農地の広がり状況から、原則転用が禁止されている第 1 種農地に相当するものと思われます。

しかしながら本件では、転用期間が 1 年間に限定された一時的な利用であることから、不許可の例外である「農地の一時転用」に該当し、転用は可能であると見込まれます。

また、砂採取後は現況に近い形状に復元する計画となっており、周辺農地への影響についても、被害や苦情が生じた場合には責任をもって対応する旨が示されていることから転用を認めても差し支えないものと思われます。

以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長 (大村)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第3議案第38号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長 (大村)

次に、日程第5議案第39号農地のあっせん委員の選任について議題といたします。

今月は賃借を求める申出が2件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思います。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(事務局一任の声あり)

議長 (大村)

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

事務局 (出水)

はい、それでは説明させていただきます。

今回の申請2件につきましては、申請地がそれぞれ近接しており、あっせん委員も同一となることが見込まれることから、一括して説明させていただきます。

それでは最初に、〇〇さんからの農地あっせん申出について説明いたします。資料8ページをお開きください。

申請人は熊本県に在住しており、所有する農地の一部について売却を希望されています。

申請地はいずれも農用地区域内農地および地域計画区域内農地に該当しており、売却条件につきましては、選任されたあっせん委員に一任することです。

なお、申請地は現在、鹿屋市在住の〇〇さんによるやみ小作が行われています。定例総会前に〇〇さんへ農地の購入意思を確認したところ、「購入の予定はない」との回答でした。一方で、本あっせんにより購入希望者が現れた場合に

は、速やかに農地を引き渡すことについて了承を得ています。

続いて、〇〇さんからの農地あっせん申出について説明いたします。資料 9 ページをお開きください。

申請人は大阪府に在住しており、所有する農地の売却を希望されています。

申請地は農用地区域内農地および地域計画区域内農地に該当しており、売却条件につきましては、選任されたあっせん委員に一任することです。

なお、申請地につきましても、先ほどと同様に現在、鹿屋市在住の〇〇さんがやみ小作を行っています。定例総会前に〇〇さんへ農地の購入意思を確認したところ、「購入の予定はない」との回答でした。一方で、本あっせんにより購入希望者が現れた場合には、速やかに農地を引き渡すことについて了承を得ています。

以上 2 件につきましては、資料に申請地周辺の地域計画における担い手を記載しておりますので、あっせんの際には、農地の集積・集約化を進める観点からも、担い手を優先して話を進めていただきますようお願いいたします。

また、農地情報をホームページおよび農業委員会窓口で公開することについても、申請人の了承を得ています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

議長（大村）

ありがとうございました。

それでは、事務局一任という声がありましたので、農地のあっせん委員を村吉委員と福岡委員、委員長については、村吉委員にお願いしたいと思います。

また、本議案は、9 月 15 日までを申出期間とします。

あっせん委員は活動において農地購入の話を受けても、期間中は保留していただきますようお願いします。

以上をもちまして、日程第 5 議案第 39 号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 5 議案第 40 号の委員会「農地等の利用の最適化の推進にかかる指針」について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願い致します。

事務局（宮之前）

それでは説明いたします。

資料 10 ページから 16 ページをご覧ください。

議案第 40 号、東串良町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」でございます。今回この指針の見直しについて説明いたします。この指針は農業委員会が最適化の推進をするための基本的な方向性を示すものとなっております。

本町はこれまで、この指針に基づいて担い手への集積集約から、それから遊休農地の発生防止解消、そして新規参入の促進に取り組んでいるところでございます。

このたび 7 月の農業委員、農地利用最適化推進員の改選によりまして、また新たな体制になったことから、今回この指針を見直す一つの節目として、今回見直すものでございます。

今回の見直しにつきましてはこれまでの指針をの考え方につきましては継承しつつ現在の制度や実情に即した内容となるように整理をしております。詳細につきましては事前に配布しておりますのでご覧いただきたいと思います。今回の見直しにおける目標数値につきましては、説明したいと思います。まず 12 ページの担い手への農地利用の集積収益についてでございますが、12 ページの上の方、上段の方の表でございますが、10 年後、令和 18 年度の 4 月には一応 90%の集積を目指しております。

これは本町の「基本構想」農林水産課が策定しておりますが、その中でおおむね 90%を目標にという目標が書かれております。それに準じて、農業委員会の方でも 90%の集積率を目指しております。

次に 13 ページをお開きください。

13 ページの下の方ですね。

遊休農地の解消につきましてはですが、こちらにつきましては令和 18 年度までに現在遊休農地が 5 ヘクタール町内で確認されておりますが、その遊休農地のうち、5 ヘクタールのうち 4 ヘクタールを解消するという目標にしております。次に 15 ページですね、15 ページの上段の方ですが、新規参入の促進についてでございます。

これにつきましては令和 18 年度までに個人で 10 名、法人で 2 法人の新規参入を目標としております。

これも過去 3 年の新規就農の状況などを踏まえて、一応実情を踏まえながら設定をしております。

それから 16 ページにの中段最後の方ですね、地域計画につき農業委員会が担う役割が示してあります。日常的な活動を実施しながら、地域の目標達成に協力していきたいと思っております。

本指針は、新たな委員の皆様が共通の目標と方向性を持って活動を進めるための指針として定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第5議案第40号「農地等の利用の最適化の推進にかかる指針」について原案どおり承認することに決しました

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

9月の現地調査を15日（火）に行います。

定例総会を9月28日（月）、9月定例総会分の申請締切が8月31日（月）までとなります。

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和8年第8回定例総会を閉会いたします。